2022年10月12日

連盟加盟教会・伝道所の皆さま

# これからの国外伝道検討委員会の「中間答申」開示について

主イエス・キリストの御名を賛美いたします。

諸教会、伝道所の皆さまにおかれましては、実りの秋を迎え、主のみ業にお励みのことと存じます。

さて、理事会が設置した、これからの国外伝道検討委員会（以下、国外伝道検討委員会）では、昨年度より14回の協議を重ね、9月に開催された第２回理事会に「これからの国外伝道　答申」を提出いたしました。

この「答申」では、その内容がこれまでの国外伝道の取り組みからの〈大きな変更〉を伴うことから、理事会では慎重に協議がなされました。そして、理事会は、今回の「答申」を「最終」ではなく「中間」答申として受け止め、国外伝道検討委員会にさらに協議を重ねるよう指示をいたしました。併せて、協議のために「中間答申」を加盟教会・伝道所に開示することといたしました。

今後、国外伝道検討委員会としましては、諸教会・伝道所との対話、そして、働き人の方々とも協議の機会を持ちつつ検討を重ねて行きたく思います。

諸教会・伝道所の皆さまへの説明と対話の機会といたしましては、11月26日（土）13時より開催されます《みんなでこれ連》で「これからの国外伝道」がテーマとなりますので、その機会に「中間答申」についての説明と協議をおこないます。ぜひ、ご出席いただきますよう、お願いいたします。

最後になりましたが、皆様の上に主の守りと祝福をお祈りいたします。

主に在って、平和を祈りつつ

常務理事　中田義直

2022 年 10 月 7 日

# これからの国外伝道　中間答申

これからの国外伝道検討委員会では、2022 年度第二回理事会に最終答申・理念案を提出いたしましたが、原案を関係者・諸教会に提示し、意見をお聞きして、再度答申を整えるように指示を受けました。そこで、理事会の意見を受けて修正した中間答申・理念案を、皆様にお示しいたします。2023 年 9 月の最終答申提出に向けて、皆様のご意見をいただきたく、どうぞ、よろしくお願いいたします。

これからの国外伝道検討委員会（臨時委員会）　委員長　播磨　聡
委員：エイカーズ愛、井形英絵、加藤泉、鈴木牧人、
中田義直、西脇慎一、朴思郁、吉高路、米本裕見子

## １，委嘱された諮問事項と協議の経過

連盟機構改革が検討される中、2021 年 9 月 27 日に当委員会へ委嘱された事項は、「連盟国外伝道の評価とこれからの国外伝道の働き、並びに国際宣教委員会（仮称）設置に向けた準備」であった。当委員会の 14 回の協議を経て、「理念（案)」と「中間答申」を提出する。

当委員会では、課題の整理、理念の検討、これからの国外の働き人の派遣形態、財政課題、日本バプテスト女性連合（以下、女性連合）との協働の在り方について検討し、国際宣教委員会（仮称）の働きと組織（体制)、現在派遣している働き人の派遣形態の切替、移行措置期間の設定などを検討してきた。この検討の中で、気づかされた事項は次の通りである。

(1) これまでの国外伝道において女性連合との関係ではジェンダー差別構造を残してきた。明確な謝罪を行うと共に、それを克服する協働関係を築き直す必要がある。

(2) 2022 年 1 月 20 日連盟第 67 回定期総会において機構改革が承認され、2023 年 4 月より国外伝道室が無くなり、室長が不在になることとなった。このことは、連盟として宣教師・IMV などの派遣形態を見直す必要があることを意味する。連盟としてこれからも国外伝道の使命があることを確認し、この状況の中でいかにして国外伝道に取り組めるのか模索してきた。

(3) 国外宣教師派遣の宣教論や方法を米国南部バプテスト連盟の宣教師派遣姿勢から学び始めつつ、連盟独自の理念や方法へと変更してきたが、国外宣教師派遣にとどまらない新たな国際宣教の可能性が拡がる現在、宣教理念を改める時を迎えている。

## ２，これまでの国外伝道においてジェンダー差別構造を残してきたことへの女性連合への謝罪

これまで女性連合が「世界バプテスト祈祷週間」の推進活動を通して捧げた献金によって連盟が国外伝道を実施し、女性連合は意思決定に参与できない構造があった。また、ジェンダー差別意識に基づく発言が総会などで繰り返され、女性たちを傷つけてきた。そのことに気づかず見過ごしてきたことを、連盟を代表する理事会から女性連合に謝罪し、女性連合と対等な協働関係を築く決意を表明することを提案する。

## ３，これまでの国外伝道の評価

**「これからの日本バプテスト連盟における国際宣教の理念（案)」参照**

## ４，これからの国際宣教の理念と活動計画

(1) 「これからの日本バプテスト連盟における国際宣教の理念（案)」参照

(2) 理念に基づき、「今、キリストを証しする『国際宣教』」に取り組むために、連盟は女性連合と協力して「国際宣教委員会」を設置する

(3) 国際宣教委員会の具体的活動は次のとおりである

**活動１，国内諸教会が取り組む国際宣教　　→　　地域協働委員会のとの連携・協働**

- 連盟諸教会で取り組まれている国際宣教課題を支援する（祈りの発信、情報の共有、支援)。（例：難民、移民、移住労働者、留学生など外国からの労働者の方々の在留資格手続きや生活支援をしている教会、外国語礼拝、外国の教会との交流)。国際宣教課題への諸教会の取り組みを支援する認定は、敷居の低いものとし、諸教会が参与しやすいものとする。諸教会による申請。
- 国際宣教課題への諸教会の取り組みへの支援は、地域協働委員会と情報を共有して実施する。重複して活動を支援することも排除しない。ICT など協働の可能性を検討する。

**活動２，国際宣教ワーカーへの宣教協力**

- 国際宣教ワーカーは、宣教師、ＩＭＶに限らず、国外派遣、国内在住、また自らファンドレイジングをおこなうなど、多様な形態で教会・関係団体から派遣・支援されている「和解のつとめ」に仕える人である。教会の申請を受けて審査し、国際宣教ワーカーに認定し、宣教協力（人件費・活動費支援含む）をおこなう。支援額の上限は 300 万円とする。

**活動３，青少年育成（ＭＳＴ、ＩＭＶ）**

- 国際宣教をとおして青少年を育成するための企画・コーディネートをおこなう。短期 IMV 派遣をおこなう。

**活動４，国際宣教課題の学習、国際交流**

- 国際宣教課題を学ぶための企画・コーディネートをおこなう
- 神学部・宣教研究所の国外交流
- 従来の国際協力、これまで派遣してきた団体との関係を繋ぎ、青少年を育成する

(4) 同委員会の組織は、女性連合との対話が熟成するまで結論づけないが、女性連合とのジェンダー差別構造があったことへの謝罪に相応しい組織として、この働きを担う在り方を模索する。

(5) 同委員会は、連盟と女性連合において対等な構成とし、実務に関する意思決定を行い、仕事の実務を担う。実務内容により、特別手当を委員に支給する。連盟か女性連合のいずれかに窓口（事務）を設置し、内外の問い合わせ窓口とし、会計事務を担う。委員会は窓口業務を統括し、業務執行状況の監査を受ける。

(6) 新体制に移った後、「国際宣教」費用（人件費、会議費、活動費用の一部）を、1,500 万円と想定（詳細は具体的な組織、活動内容確定後に精査する）し、連盟は協力伝道献金から 250 万円を拠出する。なお、不足する活動費用の一部は、当面、引当金（約 1 億円）から充当する。

(7) 女性連合として世界祈祷献金の継続やその使途については女性連合でご検討いただく。この財源課題も、女性連合との対話が熟成するまで結論づけない。

## ５，移行措置期間

(1) 2023 年度、2024 年度の二年間を移行措置期間とする

(2) この間、事務所内にスタッフを配置し、国外の働き人のサポート、新体制移行調整をおこなう

(3) この間、理事会の下に臨時委員会（女性連合と連盟の委員構成を対等にする）を設置し、2022年度で終了となる国外伝道専門委員会議で取り扱っていた働きと新体制移行準備を担う

(4) この期間の財源は、これまで通り、事務局人件費・事務費等は連盟協力伝道献金から、また、宣教師・IMV 活動関連費は、女性連合による世界祈祷週間献金からとする。女性連合は 2023 年度も世界祈祷週間献金を推進し、これまで同様に国外伝道のために献げてくださるとお聞きしている。

(5) 移行措置期間における派遣宣教師に関する事項：
今後、23 年度以降も活動する野口両宣教師、佐々木 IMV、並びに関係者にヒアリングをおこない、国際宣教ワーカーへの移行について説明・協議をおこなう。具体的には連盟が、財政的・組織的に、これからできること、できないことをお伝えし、新形態移行への理解を求める。相互に合意に至った場合、当事者が極端な負担を負わないように、段階的な移行措置期間を設定する。

## ６，移行に向けたロードマップ

(1) 見通し：新体制の検討では、女性連合での議論を拘束しないように留意し、これからの国外伝道検討委員会で、双方に提案する内容を調整する。総会提案内容確定は 2023 年 9 月とする。

(2) 2022 年 6 月、理事会への中間答申　・国外の働き人に新体制移行について伝え、調整を行う

(3) 2022 年 9 月、理事会への中間答申 2 を提出　・「みなこれ」等で紹介し意見を求める

(4) 2023 年 3 月、国外伝道専門委員会議終了。国外伝道室閉鎖。

(5) 2023 年 4 月、理事会は臨時委員会（従来の国外伝道専門委員会議の働きを担う。2 年間）を設置し、国外担当スタッフを立てる（2024 年度までの 2 年間）。

(6) 2023 年 4 月以降、理事会は、女性連合との協議を重ね、双方に提案する内容を調整する

(7) 2023 年 9 月、理事会で総会提案の審議。同 10 月頃、女性連合総会で協議予定。これからの国外伝道検討委員会終了。

(8) 2024 年 2 月、連盟総会で「これからの国際宣教」を決議。臨時委員会で移行準備に入る。

(9) 2025 年 2 月、連盟総会で関連規程を決議

(10) 2025 年 3 月、理事会臨時委員会終了。連盟国外伝道担当スタッフ業務終了。

(11) 2025 年 4 月、国際宣教委員会設置。完全に新体制に移行し、国際宣教をおこなう。現在派遣している野口両宣教師、佐々木 IMV の国際宣教ワーカーへの移行実施予定

2022 年 10 月 7 日
これからの国外伝道検討委員会

# これからの日本バプテスト連盟における国際宣教の理念案（中間答申）

## 「和解のつとめ」に仕える国際宣教
## ～宣教師派遣中心の「国外伝道」から、今、共にキリストを証しする「国際宣教」へ～

日本バプテスト連盟（以下、連盟）は、2011-2020 年度の中長期のテーマに「和解のつとめに仕える」を掲げ、歩みを進めてきた。国外伝道の働きにおいてもこの間、4 名の宣教師、1 名のアジア・ミッション・コーディネーター、5 名の国際ミッション・ボランティア(長期 2 名、短期 3 名)を派遣してきた。働き人の宣教報告を通して、諸教会は多くの恵みを受け、また多くの神学的課題に気付かされてきた。そして今、日本国内にも様々な異なる文化背景を持つ方々が住む時代に入り、国内諸教会においてもその方々との出会いを通して気づかされた宣教課題を自らの事柄として取り組むようになってきている。「国外伝道」は、これまで働き人を派遣することが中心であったが、これからは国内国外を問わず、諸教会、個人、団体が取り組んでいる「国際宣教」を諸教会に繋ぐ働きに移行していく。

そのようにして私たちは、すでに世界で働いておられるイエス・キリストと共に、この一つの世界の中で対話と共生に基づく、和解、平和、関係の修復、癒し、解放、いのちに仕える働きをとおして「国際宣教」に取り組む。

## I. これまでの国外伝道

連盟は 1947 年、米国南部バプテスト連盟（以下、SBC）の支援を受けて結成された。以来私たちは SBC より多くの恵みを頂き、協力伝道の働きに仕えてきた。国外伝道においても、その理念や組織を SBC 国外伝道局（FMB）から学び、私たちの働きとして進めてきた。その後は時代の変化の中で、連盟諸教会や六つの特別委員会と一つの委員会や国外の働き人たちから神学的課題の問いかけを受け、1979 年『国外伝道の理念と展望』、1991 年『国外伝道の理念と展望補足』を総会で決議し、「宣教地をミッションフィールドとしてキリスト者を獲得していくこと」から、「現地の連盟、教会や団体と宣教協力をし、その地で既に行われている神の宣教の業に共に参与すること」へ方針を変更した。このように私たちの国外伝道の理念はたびたび更新され働きを続けてきた。

連盟諸教会も、これまで派遣してきた宣教師を始めとする働き人たちからの報告や祈りのリクエストを聞くことを通して、共に祈りを合わせ、献げものをし、実際に現地で人々と出会う機会が与えられたことは大きな恵みであった。またこのことは戦争責任や構造的課題（搾取、貧困、抑圧など）を問いかけるものでもあった。これらの恵みと気づきによって私たちの聖書の読み方が豊かにされ、さらなる交わり、新たな宣教協力へと開かれたことは、まさに協力伝道における国外からの恵みであった。また働き人の派遣が他国連盟や相手団体との宣教協働に基づいて行われたことも大きな恵みであった。しかしながら宣教協約を相手と作っていくプロセスは派遣側にとっては大きな負担でもあった。

丁寧に協力関係の醸成に取り組んできたが、相手連盟・団体の神学理解の相違もあり、現地において働き人に求められる活動の目的が、連盟の目的と異なり、戸惑うこともあった。

一方で、国外伝道の働きに関して、組織の形に関しては当初受け入れた形を無批判に続けてきた。特に女性宣教師の位置づけや、日本バプテスト女性連合（以下、女性連合）が国外伝道の財源となる世界バプテスト祈祷週間献金の働きを担いながらも、働き人派遣の意思決定は連盟が行うという役割分担などが、ジェンダー差別から来ていたという指摘があり、組織が固定化されてきたことを重く受け止めている。

連盟は 2017 年「連盟 70 年の歩みから性差別の歴史を悔い改める」声明を発表し、自らが性差別を生んできた歴史と構造があることへの悔い改めを告白した。さらに近年、東日本大震災や原発事故、新型コロナウィルスパンデミックを経験する中で、これまでの宣教への姿勢を振り返り、宣教理念、組織を問い直す時を迎えている。私たちは今の時代に問われている出来事の中から変わっていかなければならない。さらに連盟もまた機構改革を迎え、基金・資金体制から協力伝道献金体制となって行く中で、今私たちにできる国際宣教の働きを模索する。国外伝道はその軸足を「宣教師派遣中心」から、諸教会、個人、団体が取り組む「国際宣教」を繋ぐ働きに移行していく。

## II. これからの国際宣教：

この理念でいう「国際宣教」とは、国際相互関係において、傷ついた神との関係、傷ついた隣人との関係、傷ついた世界との関係を修復し、歪んだ構造を是正する宣教の取り組みである。国外での働きにとどまらず、国内諸教会の取り組みでもある。

### A. 目的

私たち教会は神によってこの世に遣わされており、そこに「国内」「国外」の境目はない。神がイエス・キリストに託され、イエス・キリストが弟子たちに託された福音宣教の使命、任務、責任を考える時、教会に連なる者すべてが“宣教する弟子”である。これからの連盟の国際宣教を考える際に働きにおいては、既に国内国外を問わず働いておられるキリストを共に証するために、出会いや事柄を通して祈りと情報を分かち合うネットワークを構築し、更に互いの教会が励まされ祈らされつつ共に「和解のつとめ」に仕える。

### B. 国内における国際的な働き

これまでの「国外伝道」は「国内」から「国外」に出かけて行うものであった。しかし今や世界中の方々が様々な理由で日本に住んでいる。特に難民、移民、就労、留学など様々な理由で国外から来た方々を支援している教会、英語礼拝など他言語礼拝を行なっている教会も既に幾つかあり、その方々の存在を通して私たちが励まされ、教会のいのちの豊かさとなることが既に起こっている。祈りから支援への一方通行ではなく、祈りから共に礼拝し対話し、交わりを築くことにより国内の宣教も豊かにされている。国外の教会から連盟の教会に転入する場合、教会籍や総会の理解など大きく異なることもあるため、私たちが慣れ親しんだ「かたち」を、今共にキリストを告白していくためにどのように受け止めていくかが教会に問われている。

C.国外における国際的課題に対して

連盟は、諸教会・団体が取り組む「和解のつとめ」に仕えるミッション（例：和解、平和、修復、癒し、解放、いのちに仕える働きなど）に協力する。国際的な課題（例：戦争、紛争、人種差別、貧困飢餓、経済格差、宗教間の摩擦）は依然として存在し、ますます混沌としてきている。私たちは「和解のつとめ」に仕える人を「国際宣教ワーカー」（現在派遣している宣教師・IMV を含む）として支援する。また私たちは国際社会で起きている事柄を私たちの出来事と捉え、今問われていることを考え「和解のつとめ」に仕えていきたい。そのために青少年育成のプログラムを行う。他国連盟との関係はこれまでと異なる連帯の方法になるが、保持し、さらにより深く相互に理解し祈り合う交わりへと発展していきたい。

## Ⅲ. 連帯と協働の方向性

「国際宣教」は他者との関係・連帯の中で協働していく事柄であり、その主体は諸教会である。諸教会はこれからさらに「国際宣教」に直接繋がることができるようになる。

連盟の「国際宣教」は諸教会、個人、団体が取り組む「国際宣教」の働きを連盟諸教会につなぐ働き（祈りの発信、情報の共有、支援）や青少年育成支援（MST や IMV)、国際交流（国際課題学習を含む）としていく。

そのコーディネートをするために「国際宣教委員会」を設置する。「国際宣教委員会」は連盟と女性連合との対等な協力関係の中で行う。

女性連合とは世界伝道の働きを相互の協力の下で行ってきた関係でありながらも、国外伝道の意思決定に参与できない構造があったことを反省し改め、今後の国際宣教において更に対話的で対等な協力関係の下、協働に取り組む。

また、これまで国際大会や災害支援、合同研修会などで良好な関係を築いてきた沖縄バプテスト連盟（OBC）や日本バプテスト同盟（JBU）などの団体との連帯、また連盟が主体的に加盟している世界バプテスト連盟（BWA）,アジア太平洋バプテスト連合（APBF）,アジアバプテスト女性連合（ABWU）とも交流連携を取りながら、これからの国際宣教を担う青少年育成のためにも積極的に繋いでゆく。

特にこれまで関わりを築いてきたアジアを中心とした諸国のバプテスト連盟や関係団体、コーポラティブ・バプテスト・フェローシップ（CBF）や米国南部バプテスト連盟（SBC）との関係を継続し、対話的に連盟の国際宣教の宣教論や理念を伝え協働していく。

## Ⅳ. 今後

国際宣教委員会は、日本バプテスト連盟と日本バプテスト女性連合の対話的で対等な協力関係の下、国内・国外を超えた国際的な働きを繋ぐための窓口となり、共にキリストを証しする者となる。